

諮問第96号

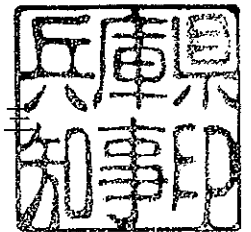
兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会

漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づいて行う知事許可漁業の公示について（諮問）

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第58条において読み替えて準用する法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、下記知事許可漁業につき制限措置の内容及び申請すべき期間を定めたいので、法第58条において読み替えて準用する法第42条第3項の規定に基づき、諮問します。

令和2年12月9日

兵庫県知事 井戸 敏



記

- 1 小型機船底びき網漁業
- 2 中型まき網漁業
- 3 五智網漁業
- 4 たこつぼ漁業
- 5 ひき縄漁業
- 6 地びき網漁業



知事許可漁業の公示内容 目次

漁業の種類	漁業種類	許認可方針 地区名	備考	許認可申請期間	許認可有効期間	ページ
小型機船底びき 網漁業	なまここぎ	赤穂市		R3.1.4 ~ R3.2.3	R3.2.8 ~ R3.10.31	1
中型まき網漁業	荒目巾着網	西播A		R3.2.12 ~ R3.3.16	R3.4.1 ~ R6.3.31	5
五智網漁業	たい、はまち	明石浦、林崎		R3.2.12 ~ R3.3.16	R3.4.1 ~ R6.3.31	9
		江井島・二見 町・播磨町	東二見漁協 分のみ			
		福良				
たこつぼ漁業	たこつぼ	姫路市	的形・八木・ 白浜分のみ	R3.1.12 ~ R3.2.12	R3.3.1 ~ R4.12.31	13
ひき縄漁業	ひき縄	阿那賀・福良	福良漁協分 のみ	R3.2.12 ~ R3.3.15	R3.3.31 ~ R4.12.31	17
地びき網漁業	地びき網	南あわじ		R3.2.12 ~ R3.3.16	R3.4.1 ~ R6.3.31	21



許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数の上限

諮問日 2020年12月11日

- 1 【漁業の種類】 小型機船底びき網漁業  
 【漁業種類】 手繰第2種漁業 なまこぎ網漁業

地区		公示する 隻数	許可又は起業の認可を することができる船舶の隻数の上限		(参考) 前年末時点 許可隻数	(参考) 上限算定 基礎隻数(※)
番号	地区名		上限隻数	変更前		
1	明石浦				(10)隻	(10)隻
2	伊保、大塩町				(13)隻	(14)隻
3	的形				(4)隻	(7)隻
4	八木				(0)隻	(3)隻
5	大津				(2)隻	(3)隻
6	網干				(4)隻	(4)隻
7	坊勢				(4)隻	(4)隻
8	岩見				(4)隻	(4)隻
9	室津				(10)隻	(20)隻
10	相生				(0)隻	(10)隻
11	赤穂市	3隻	3隻	-	(6)隻	(10)隻
12	富島				(4)隻	(4)隻
13	室津浦				(19)隻	(19)隻
14	五色町				(9)隻	(9)隻
15	湊				(5)隻	(5)隻
16	丸山				(1)隻	(1)隻
合計		3隻	3隻		(95)隻	(127)隻

※ 要望枠調査(R2.1.24)結果数、若しくは改正漁業法施行前直近(R2年11月末時点)の実許認可隻数のいずれが多い方の合計値

- 2 【漁業の種類】 小型機船底びき網漁業  
 【漁業種類】 手繰第2種漁業 かきこぎ網漁業

地区		公示する 隻数	許可又は起業の認可を することができる船舶の隻数の上限		(参考) 前年末時点 許可隻数	(参考) 上限算定 基礎隻数(※)
番号	地区名		上限隻数	変更前		
1	室津					(0)隻
2	相生					(6)隻
合計					(0)隻	(6)隻

※ 要望枠調査(R2.1.24)結果数、若しくは改正漁業法施行前直近(R2年11月末時点)の実許認可隻数のいずれが多い方の合計値

- 3 【漁業の種類】 小型機船底びき網漁業  
 【漁業種類】 手繰第3種漁業 あさり貝桁網漁業

地区		公示する 隻数	許可又は起業の認可を することができる船舶の隻数の上限		(参考) 前年末時点 許可隻数	(参考) 上限算定 基礎隻数(※)
番号	地区名		上限隻数	変更前		
1	東播磨、高砂					(15)隻
2	大塩町					(4)隻
合計					(0)隻	(19)隻

※ 要望枠調査(R2.1.24)結果数、若しくは改正漁業法施行前直近(R2年11月末時点)の実許認可隻数のいずれが多い方の合計値

- 4 【漁業の種類】 小型機船底びき網漁業  
 【漁業種類】 手繰第3種漁業 石こぎ網漁業

地区		公示する 隻数	許可又は起業の認可を することができる船舶の隻数の上限		(参考) 前年末時点 許可隻数	(参考) 上限算定 基礎隻数(※)
番号	地区名		上限隻数	変更前		
1	神戸市東部					(9)隻
合計					(0)隻	(9)隻

※ 要望枠調査(R2.1.24)結果数、若しくは改正漁業法施行前直近(R2年11月末時点)の実許認可隻数のいずれが多い方の合計値



兵庫県告示第 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、同法第57条第1項の農林水産省令で定める小型機船底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和〇年〇月〇日

兵庫県知事 井戸 敏三

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
赤穂市	手繰第2種漁業 なまここぎ網漁業	別記1	11月1日から 翌年4月30日 まで	別記2	5トン 未満	3隻	別記3

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年1月4日から同年2月3日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和3年2月8日から令和3年10月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次の表に掲げる内容の条件を付けることがある。

- 1 同時に使用する網の数は2帖を越えてはならない。
- 2 滑走装置を備えた漁具を使用してはならない。
- 3 なまこ以外の水産動植物を採捕してはならない。

別記1 操業区域

共第63、64、66号共同漁業権漁場

別記2 推進機関の馬力数

48キロワット又は旧漁船法馬力数（漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令95号）に基づいて算出した馬力数をいう。）15馬力以下

別記3 漁業を営む者の資格

操業区域の漁業権の行使権を有する者又は操業区域の漁業権者の同意を得ている者





## 許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数の上限

諮問日 2020年12月11日

【漁業の種類】 中型まき網漁業

【漁業種類】 荒目巾着網漁業

地区		公示する 隻数	許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数の上限		(参考) 前年末時点 許可隻数
			上限隻数	変更前	
番号	地区名				
1	西播A	6隻	6隻	-	(6)隻
合計		6隻	6隻		(6)隻



兵庫県告示第 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、同法第57条第1項の農林水産省令で定める中型まき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和〇年〇月〇日

兵庫県知事 井戸 敏 三

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
西播 A	荒目巾着 網漁業	洲本市先山頂上と姫路市上島灯台を結んだ線以西の兵庫県海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。(注)	4月1日から 12月31日まで	別記1	25トン 未満	6隻	別記2

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年2月12日から同年3月16日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。

1 次のア及びイを結ぶ直線、イからウに至る明石市の海岸線、ウ、エ、オ、カ、キ及びクを順次結ぶ5直線並びに淡路市江崎から南あわじ市門崎に至る海岸線によって囲まれた海面においては操業してはならない。

ア 淡路市江崎灯台中心点

イ 明石市林崎漁港東防波堤起点（東波止根元）

ウ 明石市明石城西やぐらから香川県小豆郡星ヶ城の頂上見通線と明石市の海岸線との交差点

エ 明石城西やぐらから星ヶ城の頂上見通線と洲本市先山の頂上を淡路市明神鼻の北端に重ねて見通した線との交差点

オ 先山の頂上を明神鼻の北端に重ねて見通した線と南あわじ市ダマ山の頂上を同市雁子岬突端に重ねて見通した線との交差点

カ ダマ山の頂上を雁子岬突端に重ねて見通した線と淡路市江井崎から徳島県鳴門市大麻山頂上見通線との交差点

キ 江井崎から大麻山頂上見通線と南あわじ市門崎突端から星ヶ城の頂上を見通した線との交差点

ク 南あわじ市門崎突端

2 日没時から日出時に至る間は操業してはならない。

別記1 推進機関の馬力数

350キロワット又は旧漁船法馬力数（漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令95号）に基づいて算出した馬力数をいう。）75馬力以下

別記2 漁業を営む者の資格

中型まき網漁業（漁業種類：いわし揚線網漁業、漁業時期：7月1日から翌年3月31日まで）の許可を有し、かつ同漁業の許可を受けた船舶を使用する者



## 許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数の上限

諮問日 2020年12月11日

- 1 【漁業の種類】 五智網漁業  
 【漁業種類】 たい、はまち五智網漁業

地区		公示する 隻数	許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数の上限		(参考) 前年末時点 許可隻数	(参考) 上限算定 基礎隻数(※)
番号	地区名		上限隻数	変更前		
1	明石浦、林崎	62隻	62隻	-	(60)隻	(66)隻
2	江井島、二見町、播磨町	24隻	24隻	-	(57)隻	(66)隻
3	岩屋				(16)隻	(20)隻
4	北淡				(36)隻	(54)隻
5	福良	3隻	3隻	-	(3)隻	(4)隻
合計		89隻	89隻		(172)隻	(210)隻

※ H24年～30年の許可実績の最大値若しくはH30年許可数の10%増【今後の許可数の変動が予測困難な漁業】

- 2 【漁業の種類】 五智網漁業  
 【漁業種類】 たい、あじ五智網漁業

地区		公示する 隻数	許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数の上限		(参考) 前年末時点 許可隻数	(参考) 上限算定 基礎隻数(※)
番号	地区名		上限隻数	変更前		
1	一宮				(48)隻	(68)隻
合計		0隻	0隻		(48)隻	(68)隻

※ H24年～30年の許可実績の最大値若しくはH30年許可数の10%増【今後の許可数の変動が予測困難な漁業】

- 3 【漁業の種類】 五智網漁業  
 【漁業種類】 たい、あじ、かます五智網漁業

地区		公示する 隻数	許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数の上限		(参考) 前年末時点 許可隻数	(参考) 上限算定 基礎隻数(※)
番号	地区名		上限隻数	変更前		
1	南あわじ				(10)隻	(17)隻
合計					(10)隻	(17)隻

※ H24年～30年の許可実績の最大値若しくはH30年許可数の10%増【今後の許可数の変動が予測困難な漁業】

- 4 【漁業の種類】 五智網漁業  
 【漁業種類】 あじ五智網漁業

地区		公示する 隻数	許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数の上限		(参考) 前年末時点 許可隻数	(参考) 上限算定 基礎隻数(※)
番号	地区名		上限隻数	変更前		
1	西二見				(1)隻	(7)隻
2	育波				(42)隻	(8)隻
合計					(43)隻	(15)隻

※ H24年～30年の許可実績の最大値若しくはH30年許可数の10%増【今後の許可数の変動が予測困難な漁業】



兵庫県告示第 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第7号に掲げる五智網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和〇年〇月〇日

兵庫県知事 井戸 敏 三

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置							
	漁業種類	操業区域	漁業時期		推進機 関の馬 力数	総トン 数	隻数	漁業を 営む者 の資格
明石浦 林崎	たい、はまち 五智網漁業	別記の1	たい	4月1日から 12月31日まで	定めな し	定めな し	62隻	定めな し
			はまち	9月15日から 11月20日まで				
江井島 二見町 播磨町	同上	別記の2	同上		同上	同上	24隻	同上
福良	同上	別記の3	4月1日から7月31日まで 及び9月1日から12月31日 まで		同上	同上	3隻	同上

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年2月12日から同年3月16日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次の表に掲げる内容の条件を付けることがある。

区分	条件
別記の1又は2に係るもの	はまちを目的とする場合は、網目7.2センチメートル未満の漁具を使用してはならない

別記 操業区域

(注) 以下に掲げる操業区域のうち「共同漁業権の区域を除く」とある操業区域については、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

1 明石市地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く

なお、共第24号の共同漁業権を有する者から、同号の共同漁業権区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、「明石市地先海面及び共第24号共同漁業権の区域。ただし、共第24号以外の共同漁業権の区域を除く。」とする。

2 明石市古波止から高砂市東播磨港伊保灯台までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

3 南あわじ市福良門崎から同市潮崎に至る海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。





許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数の上限

諮問日

2020年12月11日

【漁業の種類】 たこつぼ漁業

【漁業種類】 まだこ・いいだこつぼ漁業

地区		公示する 隻数	許可又は起業の認可をすることが できる船舶の隻数の上限		(参考) 前年末時点 許可隻数	(参考) 上限算定 基礎隻数(※)
番号	地区名		上限隻数	変更前		
1	林崎				(20)隻	(25)隻
2	江井島				(25)隻	(28)隻
3	東二見				(30)隻	(36)隻
4	西二見				(7)隻	(17)隻
5	播磨町				(5)隻	(6)隻
合計		0隻	0隻		(87)隻	(112)隻

※ H24年～30年の許可実績の最大値若しくはH30年許可数の10%増【今後の許可数の変動が予測困難な漁業】

【漁業の種類】 たこつぼ漁業

【漁業種類】 たこつぼ漁業

地区		公示する 隻数	許可又は起業の認可をすることが できる船舶の隻数の上限		(参考) 前年末時点 許可隻数	(参考) 上限算定 基礎隻数(※)
番号	地区名		上限隻数	変更前		
1	姫路市	22隻	22隻	-	(34)隻	(43)隻
2	坊勢				(2)隻	(3)隻
3	津名				(19)隻	(31)隻
4	岩屋				(0)隻	(9)隻
5	五色町				(29)隻	(31)隻
6	南あわじ				(13)隻	(16)隻
7	阿万				(15)隻	(18)隻
8	灘(南淡)					
9	沼島				(2)隻	(4)隻
合計		22隻	22隻		(114)隻	(155)隻

※ H24年～30年の許可実績の最大値若しくはH30年許可数の10%増【今後の許可数の変動が予測困難な漁業】



兵庫県告示第 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第12号に掲げるたこつぼ漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和3年 月 日

兵庫県知事 井戸 敏 三

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区名	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
姫路市	たこつぼ漁業	別記	3月1日から 11月30日まで	定めなし	定めなし	22隻	定めなし

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年1月12日から同年2月12日まで

3 備考

この告示に係る許可の有効期間は、令和3年3月1日から令和4年12月31日までとする。

別記 操業区域

姫路市大塩町、的形町、木場、白浜町、飾磨区、広畑区、大津区、網干区の地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

なお、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。



許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数の上限

諮問日

2020年12月11日

【漁業の種類】 ひき縄漁業

【漁業種類】 ひき縄漁業

地区		公示する 隻数	許可又は起業の認可を することができる船舶の隻数の上限		(参考) 前年末時点 許可隻数	(参考) 上限算定 基礎隻数(※)
番号	地区名		上限隻数	変更前		
1	神戸市東部				(1)隻	
2	神戸市				(51)隻	(68)隻
3	東明石浦				(15)隻	(17)隻
4	明石浦				(82)隻	(100)隻
5	林崎				(28)隻	(33)隻
6	江井ヶ島				(62)隻	(70)隻
7	魚住				(13)隻	(16)隻
8	二見町				(32)隻	(50)隻
9	播磨町				(12)隻	(13)隻
10	加古川市				(47)隻	(52)隻
11	高砂市				(36)隻	(46)隻
12	姫路市				(37)隻	(73)隻
13	室津				(8)隻	(12)隻
14	相生、赤穂					(0)隻
15	由良				(73)隻	(100)隻
16	洲本、津名、東浦				(49)隻	(63)隻
17	岩屋				(13)隻	(17)隻
18	北淡				(66)隻	(110)隻
19	一宮町				(12)隻	(36)隻
20	湊				(8)隻	(15)隻
21	丸山				(12)隻	(21)隻
22	阿那賀、福良	57隻	57隻	-	(79)隻	(105)隻
23	南淡、沼島				(62)隻	(72)隻
合計		57隻	57隻		(798)隻	(1,089)隻

※ H24年～30年の許可実績の最大値若しくはH30年許可数の10%増【今後の許可数の変動が予測困難な漁業】

【漁業の種類】 ひき縄漁業

【漁業種類】 たちうおひき縄漁業

地区		公示する 隻数	許可又は起業の認可を することができる船舶の隻数の上限		(参考) 前年末時点 許可隻数	(参考) 上限算定 基礎隻数(※)
番号	地区名		上限隻数	変更前		
1	西浦、南浦				(24)隻	-

※ 大阪湾漁業協定により決定した隻数



兵庫県告示第 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第11号に掲げるひき縄漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和〇年〇月〇日

兵庫県知事 井戸 敏 三

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
阿那賀 福良	ひき縄漁業	別記	周年	定めなし	定めなし	57隻	定めなし

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年2月12日から同年3月15日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和3年3月31日から令和4年12月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、「くろまぐろを漁獲した場合は、漁獲実績を速やかに知事に報告しなければならない」旨の条件を付けることがある。

別記 操業区域

南あわじ市松帆慶野から同市阿那賀に至る地先海面及び紀伊水道における兵庫県海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

なお、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。





許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数の上限

諮問日

2020年12月11日

- 1 【漁業の種類】 地びき網漁業  
 【漁業種類】 地びき網漁業

地区		公示する 隻数	許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数の上限		(参考) 前年末時点 許可隻数	(参考) 上限算定 基礎隻数(※)
番号	地区名		上限隻数	変更前		
1	神戸					(0)隻
2	東二見					(3)隻
3	姫路市大塩町					(1)隻
4	姫路市白浜					(1)隻
5	炬口					(1)隻
6	釜口					(1)隻
7	仮屋					(1)隻
8	岩屋					(3)隻
9	五色町					(1)隻
10	湊					(2)隻
11	南あわじ	2隻	2隻	-	(2)隻	(3)隻
合計		2隻	2隻		(2)隻	(17)隻

※ H24年～30年の許可実績の最大値若しくはH30年許可数の10%増【今後の許可数の変動が予測困難な漁業】



兵庫県告示第 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、兵庫県漁業調整規則（令和2年規則規則第48号）第4条第1項第19号に掲げる地びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和〇年〇月〇日

兵庫県知事 井戸敏三

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
南あわじ	地びき網漁業	別記1	4月1日から 11月30日まで	定めなし	定めなし	2隻	別記2

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年2月12日から同年3月16日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる条件を付けることがある。  
使用する火船の隻数及び当該火船の電気設備は、それぞれ次表に掲げる範囲内でなければならない。

火船の隻数	電気設備	
	火船1隻当たりの設備容量	1統当たりの総設備容量
2隻以下	集魚燈に使用する電球 500ワット以下	1,000ワット以下

別記1 操業区域

共第134号共同漁業権漁場のうち、距岸200メートルまでの海面（南あわじ市阿那賀地先海面）

別記2 漁業を営む者の資格

操業区域の漁業権の行使権を有する者又は操業区域の漁業権者の同意を得ている者

